

厚岸町告示第36号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施する。

令和8年8月24日

厚岸町長 三浦克宏



- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 対象者 厚岸町に住所を有する65歳以上の者並びに60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。
- 3 申請期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日
- 4 実施期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日
- 5 接種場所 町が予防接種を委託する医療機関
- 6 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不適合者）
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往がある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある者

8 一般的注意事項

- (1) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けること。
- (2) 予防接種当日の入浴は差し支えないこと。(即時型アレルギーが予測される接種後1時間を経過すれば、差し支えない。ただし、生ワクチンの場合は接種後8～12日前後に生じる発熱等の副反応が発生した時は避ける。)
- (3) 不活化ワクチン接種後1週間、生ワクチン接種後4週間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があること。
- (4) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。